

同行援護サービス費の算定構造(案)

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 身体介護を伴う場合	(1)30分未満 (254単位)	3級ヘルパー等により行われる場合 × 70 / 100	2人の同行援護従事者による場合 × 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合 夜間もしくは早朝の場合 × 25 / 100 深夜の場合 × 50 / 100	特定事業所加算 特定事業所加算(I) × 20 / 100 特定事業所加算(II) × 10 / 100 特定事業所加算(III) × 10 / 100	特別地域加算 × 15 / 100	緊急時対応加算(月2回を限度) 1回につき100単位を加算
	(2)30分以上1時間未満 (402単位)						
	(3)1時間以上1時間30分未満 (584単位)						
	(4)1時間30分以上2時間未満 (667単位)						
	(5)2時間以上2時間30分未満 (750単位)						
	(6)2時間30分以上3時間未満 (833単位)						
	(7)3時間以上 (916単位に30分増すごとに +83単位)						
ロ 身体介護を伴わない場合	(1)30分未満 (105単位)	× 90 / 100					
	(2)30分以上1時間未満 (197単位)						
	(3)1時間以上1時間30分未満 (276単位)						
	(4)1時間30分以上 (346単位に30分増すごとに +70単位)						
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算 (1月につき150単位を加算)							